

障害のある人が安心して

暮らせる社会へ

「障害者虐待防止法」

が施行されました。

★障害のある人への虐待は、法律で
禁止されています。

- 平成24年10月から「虐待防止法」が施行され、障害のある人への虐待に対して法的措置ができるようになりました。
- 障害のある方の虐待を発見した人には、通報する義務があります。
- 一人ひとりの理解や取り組みにより、障害のある人の人権の尊重や権利擁護、誰もが地域でいきいきと暮らせる社会につながります。

⇒裏面【虐待の種類】へ

東村山市

【虐待の種類】

身体的虐待

・暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与える行為。

【具体的な例】

○殴る、蹴る、つねる ○やけど・打撲させる ○身体を拘束する（柱や椅子やベッドに縛り付ける ○部屋に閉じ込める など

性的虐待

・性的な行為やその強要（表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かどうかを見極める必要があります）

【具体的な例】

○性的行為の強要する、裸にする、キスする ○本人の前でわいせつな言葉を発する ○わいせつな映像を見せる など

心理的虐待

・脅し、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせなどによって精神的に苦痛を与えること。

【具体的な例】

○怒鳴る ○「バカ」「あほ」など侮辱的な言葉を浴びせる
○意図的に無視する など

放任・放棄

・食事や排泄、入浴、洗濯など身の世話や介助をしない、必要な医療や教育を受けさせない、などによって障害者の生活環境や身体・精神的状態を悪化、又は不当に保持しないこと。（ネグレクト）

【具体的な例】

○食事や水分を十分に与えない ○あまり入浴させない ○汚れた服を着させ続ける ○室内の掃除をしない ○劣悪な住環境の中で生活させる ○病気やけがをしても受診させない ○学校に行かせない など

経済的虐待

・本人の同意なしに（あるいはだますなどして）財産や年金、賃金を使ったり勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

【具体的な例】

○年金や賃金を渡さない ○本人の同意なしに財産や預貯金を処分・運用する ○日常生活に必要な金銭を渡さない・使わせない ○本人の同意なしに年金等を管理して渡さない など

「障害者虐待かもしれない・・・」と思ったら

東村山市役所 障害支援課

TEL 042-393-5111

FAX 042-395-2131

E-mail syogaishien@m01.city.higashimurayama.tokyo.jp